

## (案)

# 「釈迦堂川流域水害対策検討会」規約

## 第1条(趣旨)

本規約は、「釈迦堂川流域水害対策検討会」(以下「検討会」という。)の設置について必要な事項を定める。

## 第2条(目的)

近年の気候変動により激甚化・頻発化する水害や、市街化の進展に伴う流出量の増加などに対応するため、河川整備・下水道整備等による対策だけでなく、河川管理者・下水道管理者及び流域の地方公共団体等のあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を推進する必要がある。本検討会は、令和元年度東日本台風においても被害が発生した釈迦堂川流域において、「流域治水」の取組を加速することを目的とする。

## 第3条(組織等)

- 1 検討会の委員は、福島河川国道事務所長が委嘱し、委員の構成については、別表1の職にある者をもって構成する。
- 2 検討会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 3 委員の代理出席は原則認めない。ただし、行政委員はこの限りでない。
- 4 委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

## 第4条(検討会)

- 1 検討会は事務局が招集する。また、事務局は必要に応じて文書をもって委員の意見を聴取し、検討会の開催に代えることができる。
- 2 検討会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところとする。

(案)

第5条(公開)

検討会の公開方法については検討会で定める。

第6条(事務局)

検討会の事務局は、東北地方整備局福島河川国道事務所及び  
福島県土木部河川計画課におく。

第7条(規約の改正)

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第8条(雑則)

この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が  
検討会で定めるものとする。

附 則(施行期日)

この規約は、令和4年3月11日より施行する。

別表1

釧路川流域水害対策検討会 委員

(委員) 日本大学 工学部 土木工学科 朝岡良浩 准教授  
福島大学 共生システム理工学類 川越 清樹 教授  
福島大学 共生システム理工学類 川崎 興太 教授  
須賀川市 道路河川課長 下水道施設課長 市民安全課長  
都市計画課長 農政課長 農業委員会事務局長  
白河市 道路河川課長 下水道課長 都市計画課長  
農林整備課長 生活防災課長  
鏡石町 都市建設課長 上下水道課長 総務課長 産業課長  
矢吹町 都市整備課長 まちづくり推進課長 上下水道課長  
天栄村 建設課長  
西郷村 建設課長 上下水道課長 防災課長 産業振興課長  
泉崎村 事業課長 住民福祉課長  
福島県 河川計画課長 河川整備課長 都市計画課長  
下水道課長  
国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所 調査第一課長  
(事務局)国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所 調査第一課  
福島県 土木部 河川計画課